

福井県報

第 413 号
令和 8 年
8 月 12 日 (水)
火 曜 日 発 行

— 目 次 — (は県例規集登載事項)

規 則

※児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (4 2 ・ 障がい福祉課) 1

告 示

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (3 9 3 ・ 長寿福祉課) ... 1
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定 (3 9 4 ・ 同) 2
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業の廃止 (3 9 5 ・ 同) 2
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業の廃止 (3 9 6 ・ 同) 2
- 土地改良区の定款変更の認可 (3 9 7 ・ 嶺南振興局) 3
- 道路の区域の変更 (3 9 8、3 9 9 ・ 道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (4 0 0 ・ 同) 4

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (美術館) 4
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (県立病院) 4
- 令和 8 年度採石業務管理者試験の実施 (産業技術課) 7
- 令和 8 年度砂利採取業務主任者試験の実施 (同) 7
- 土地改良区の役員の退任 (福井農林総合事務所) 8

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出 (1 2 3) 8
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出 (1 2 4) 8
- 資金管理団体の指定の届出 (1 2 5) 9
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出 (1 2 6) 9

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 12 日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第 4 2 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則 (昭和 2 3 年福井県規則第 2 6 号) の一部を次のように改正する。
様式第 5 号 (裏) 中「8 0 万 9 千円」を「8 2 6、5 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

福井県告示第 3 9 3 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 8 年 8 月 12 日

福井県知事 石田 嵩人

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1870200092	常磐荘	福井県敦賀市金山５０号１９番地の１	社会福祉法人相生会	令和８年６月１日	短期入所生活介護
1860790128	訪問看護ステーション悠	福井県鯖江市つつじヶ丘町１５－１　２階	株式会社悠	令和８年８月１日	訪問看護

福井県告示第３９４号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第１１５条の１０の規定により、次のとおり公示する。

令和８年８月１２日

福井県知事　石田　嵩人

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1860790128	訪問看護ステーション悠	福井県鯖江市つつじヶ丘町１５－１　２階	株式会社悠	令和８年８月１日	介護予防訪問看護

福井県告示第３９５号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第７８条の規定により、次のとおり公示する。

令和８年８月１２日

福井県知事　石田　嵩人

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1860290160	訪問看護ステーションこもれび	福井県敦賀市蒔生野９５－２－１	社会福祉法人慈攝会	令和８年７月６日	令和８年７月３１日	訪問看護

福井県告示第３９６号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の５第２項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第１１５条の１０の規定により、次のとおり公示する。

令和８年８月１２日

福井県知事　石田　嵩人

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1860290160	訪問看護ステーションこもれび	福井県敦賀市萌生野95-2-1	社会福祉法人慈攝会	令和8年7月6日	令和8年7月31日	介護予防訪問看護

福井県告示第397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年8月12日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
鱒川土地改良区	令和8年7月27日

福井県告示第398号

一般国道305号の下記区間において、道路改良工事の施工に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和8年8月12日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	305号	新	南条郡南越前町大良26字下落し2番1から	9.2 ～ 46.7	34.3
			南条郡南越前町大良26字下落し1番2まで		
		旧	南条郡南越前町大良26字下落し2番2から	9.2 ～ 9.2	34.3
			南条郡南越前町大良26字下落し1番2まで		

福井県告示第399号

主要地方道福井大森河野線の下記区間において、道路災害復旧工事の竣工に伴い、道路

の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和8年8月12日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	福井大森河野線	新	福井市奥平町33字村 下22番の5から 福井市奥平町33字村 下22番の5まで	7.6 ～ 23.1	71.9
		旧	福井市奥平町33字村 下22番の5から 福井市奥平町33字村 下22番の5まで	5.3 ～ 10.4	71.9

福井県告示第400号

主要地方道福井大森河野線の下記区間において、道路災害復旧工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和8年8月12日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	福井大森河野線	福井市奥平町33字村 下22番の5から 福井市奥平町33字村 下22番の5まで	令和8年 8月12日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年8月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県立美術館非常用発電機等取替修繕業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立美術館利用サービス室
福井県福井市文京3丁目16-1
- 落札者を決定した日
令和8年7月15日
- 落札者の名称および住所
横山電機株式会社
福井県福井市下馬2丁目204番地
- 落札金額
72,600,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年6月2日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 一般競争入札に付する事項
 - 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
PET/CT装置 一式
 - 調達物品の内容
入札説明書および調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
 - 納入期限
令和9年3月31日（水）

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院陽子線がん治療センター

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申

請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

- (2) 入札説明書等の交付期間

令和8年8月12日（水）8時30分から令和8年8月26日（水）16時まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間

令和8年8月12日（水）8時30分から令和8年8月26日（水）16時まで（休日を除く）

- (2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出す

ること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。 （提出場所） 4(1)と同様とする。 (3) 入札参加資格の確認の通知 入札参加資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時 (1) 入札書の提出方法 ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者 5(2)アと同様とする。 イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者 下記(ア)から(イ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。 (ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。 (イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。 (ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。 (エ) 提出場所 4(1)と同様とする。 (2) 入札書の提出期間 令和8年9月24日（木）8時30分から17時まで 令和8年9月25日（金）8時30分から16時まで（必着） (3) 開札日時 令和8年9月28日（月）9時30分 (4) 開札場所 福井県立病院 中会議室1 7 入札書に記載する金額 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。	8 落札者の決定に関する事項 この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 〒910-8526 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室 電話 0776-57-2944 10 その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨 日本語および日本国通貨とする。 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。 (3) 入札の無効 福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。 (4) 契約書作成の要否 要 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。 (6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所 ア 申請者の受付時期 休日を除き、随時申請を受け付ける。 イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県会計局会計課 総務第三グループ 電話 0776-20-0253
---	---

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

様式 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先(e-mail) kenbyo@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

1 1 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Positron Emission Tomography/Computed Tomography scanner 1set
- (2) Date,time of bidding
8:30 AM 24th September 2026 - 4:00 PM 25th September 2026
- (3) Date, time of bid opening
9:30 AM 28th September 2026
- (4) Deadline for delivery
31th March 2027
- (5) The place for delivery and contact point for the notice
Property management division,Fukui Prefectural Hospital Proton Therapy Center,2-8-1 Yotsui,Fukui city,Fukui Prefecture,910-8526,Japan.
TEL 0776-57-2944

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13の規定に基づき、令和8年度採石業務管理者試験(以下「試験」という。)を実施するので、採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の7の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月12日

福井県知事 石田 嵩人

1 試験の日時

令和8年10月9日(金) 午前10時から正午まで

2 試験の場所

福井県福井市下六条町14-1

福井県生活学習館(ユニー・アイふくい)

学習室304

3 試験科目

選択式筆記試験とし、岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)および岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土および廃石のたい積ならびに採掘終了時の措置に関する技術的事項)とする。

4 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に顔写真(縦6センチメートル、横4センチメートル、出願の日前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、裏面に氏名、生年月日および撮影年月日を記載したもの)1葉を添付し、住民票の写し(出願の日前6月以内に取得したもの)1枚と合わせて福井県産業労働部産業技術課に提出すること。福井県電子申請サービスを利用する場合は、顔写真(出願の日前6月以内に撮影した正面無帽上半身像)の電子データ、住民票の写し(出願の日前6月以内に取得したもの)の電子データを添付し提出すること。

なお、受験願書の用紙は、福井県産業労働部産業技術課ホームページでダウンロードを可能とするほか、福井県産業労働部産業技術課、福井県嶺南振興局二州企画振興室および福井県嶺南振興局若狭企画振興室で交付する。また、用紙に替えて福井県電子申請サービスによる申込みを可能とする。

5 受験願書の受付

令和8年8月17日(月)から令和8年9月2日(水)まで

郵送による場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書在中」と朱書きし、簡易書留郵便とすること。なお、令和8年9月2日(水)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 受験手数料

8,100円(手数料納付システムを利用すること。)

7 合格発表

令和8年10月30日(金)以降に、福井県産業労働部産業技術課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、福井県庁1階掲示板に掲示する。

8 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部産業技術課(福井市大手3丁目17-1)あてに行うこと。

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定に基づき、令和8年度砂利採取業務主任者試験(以下「試験」という。)を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 試験の日時
令和8年11月13日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
福井県福井市下六条町14-1
福井県生活学習館（ユウ・アイふくい）
学習室304
- 3 試験科目
選択式筆記試験とし、砂利の採取に関する法令および砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）とする。
- 4 受験手続
試験を受けようとする者は、受験願書に顔写真（縦6センチメートル、横4センチメートル、出願の日前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、裏面に氏名、生年月日および撮影年月日を記載したもの）1葉を添付し、住民票の写し（出願の日前6月以内に取得したもの）1枚と合わせて福井県産業労働部産業技術課に提出すること。福井県電子申請サービスを利用する場合は、顔写真（出願の日前6月以内に撮影した正面無帽上半身像）の電子データ、住民票の写し（出願の日前6月以内に取得したもの）の電子データを添付し提出すること。
なお、受験願書の用紙は、福井県産業労働部産業技術課ホームページでダウンロードを可能とするほか、福井県産業労働部産業技術課、福井県嶺南振興局二州企画振興室および福井県嶺南振興局若狭企画振興室で交付する。また、用紙に替えて福井県電子申請サービスによる申込みを可能とする。
- 5 受験願書の受付
令和8年9月28日（月）から令和8年10月14日（水）まで
郵送による場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書きし、簡易書留郵便とすること。なお、令和8年10月14日（水）までの消印のあるものに限る、受け付ける。
- 6 受験手数料
7,700円（手数料納付システムを利用すること。）
- 7 合格発表
令和8年11月27日（金）以降に、福井県産業労働部産業技術課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、福井県庁1階掲示板に掲示する。
- 8 その他
受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部産業技術課（福井市大手3丁目17-1）あてに行うこと。

足羽三ヶ土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年7月16日に役員を退任した旨の届出があったので、同

条第19項の規定により公告する。

令和8年8月12日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 山口 武登志 福井市小路町第11号108番地

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届 出 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
令和8年 6月25日	奥越豊国会議所	李 江嵐	李 愛香	勝山市鹿谷町矢戸口20 - 37 - 1
令和8年 6月25日	福井県鉄工業・機械工業 政治連盟	中山 浩行	中山 浩行	福井市若栄町508
令和8年 6月29日	吉沢たかふみ後援会	吉澤 尚史	吉澤 尚史	越前市四郎丸町23-2 2 - 19
令和8年 7月6日	わかさ雄政会	河嶋 秀明	垣本 仁司	小浜市大手町3-8
令和8年 7月14日	ふじさわ一孝後援会	藤澤 一孝	藤澤 一孝	福井市西木田1-12- 21

福井県選挙管理委員会告示第124号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

異 動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	異 動 内 容	
				新	旧
令和8年 1月7日	稲田朋美明新地区 後援会	土田 千鶴	会計責任者	梅澤 國男	島 洋
令和8年 1月14日	稲田朋美東安居地 区後援会	坪田 健治	名称	稲田朋美東安居 地区後援会	自民党稲田朋美 東安居地区後援 会
			主たる事務 所の所在地	福井市渡町35 8-4	福井市角折町1 9-11-2
			代表者	坪田 健治	堂越 秀利
			会計責任者	小鶴 敬司	田中 清之
令和8年 2月1日	稲田朋美清明地区 後援会	松山 徹広	主たる事務 所の所在地	福井市杉谷町2 3-21	福井市江端町3 -6-5
			代表者	松山 徹広	棗 英雄
			会計責任者	下 勅康	奥村 清治
令和8年 3月31日	稲田朋美麻生津地 区後援会	鈴木 恵子	主たる事務 所の所在地	福井市三十八社 町10-90	福井市浅水町1 4-23
			代表者	鈴木 恵子	峯田 信一
			会計責任者	室田 三枝子	田村 須枝子
令和8年 5月10日	自由民主党美浜町 支部	川畑 忠之	主たる事務 所の所在地	三方郡美浜町南 市9-29	三方郡美浜町郷 市17-3
			代表者	川畑 忠之	山口 和治
令和8年 5月20日	ふくいみらい政策 委員会	堀川 秀樹	主たる事務 所の所在地	福井市中央1- 6-4	福井市門前2- 1213
令和8年 5月31日	つばささぱーたー ず	波多野 翼	主たる事務 所の所在地	吉田郡永平寺町 谷口11-39	福井市大和田2 -511
令和8年 6月1日	福井県商工政治連 盟	白崎 誠一	主たる事務 所の所在地	福井市西学園2 -902	福井市二の宮3 -22-20
			会計責任者	大塚 智樹	山口 晋司

令和8年 6月18日	中道改革連合福井 県第1区総支部	波多野 翼	会計責任者	川崎 周市	若杉 美波
令和8年 7月1日	清水のりと後援会	布目 雄一郎	主たる事務 所の所在地	吉田郡永平寺町 松岡志比堺8- 19-1	吉田郡永平寺町 松岡志比堺25 -522
			代表者	布目 雄一郎	金具 芳樹
			会計責任者	清水 紀人	布目 雄一郎
令和8年 7月2日	石親会	佐佐木 アユ美	名称	石親会	杉本達治後援会 達親会
令和8年 7月5日	稲田朋美美山地区 後援会	渡辺 一夫	会計責任者	清水 章司	藤岡 邦雄
令和8年 7月5日	福井維新の会	柴田 巧	会計責任者	熊谷 めぐみ	土田 光
令和8年 7月9日	松島まさとも母の 会（父の会）	松島 正知	主たる事務 所の所在地	京都府京都市南 区久世中久世町 2-131	越前市松森町1 7-1-1-4 05

備考 従来、福井県選挙管理委員会に届出されていた松島まさとも母の会（父の会）は、京都府選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

福井県選挙管理委員会告示第125号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月12日
福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

指 定 年月日	資 金 管 理 団 体 の届出をした者 （代表者）の氏名	届出をした者に 係る公職の種類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主たる事務所の所在地
令和8年 6月24日	吉澤 尚史	越前市議会議員 会	吉沢たかふみ後援 会	越前市四郎丸町23-2 2-19

福井県選挙管理委員会告示第126号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月12日
福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

異 動 年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容	
				新	旧
令和8年1月1日	鈴木 宏治	鈴木こうじ後援会	公職の種類	福井市長	参議院議員
令和8年7月9日	松島 正知	松島まさとも母の会（父の会）	公職の種類	京都市議会議員	越前市議会議員
			主たる事務所の所在地	京都府京都市南区久世中久世町2-131	越前市松森町17-1-1-405
令和8年5月31日	波多野 翼	つばささばーたーず	主たる事務所の所在地	吉田郡永平寺町谷口11-39	福井市大和田2-511